琉球新報　2012年(平成24年)12月1日　土曜日　第3種郵便物認可

嘉手納爆音 米を提訴

第2次以来2度目

原告144人、新法を根拠に

地裁沖縄支部

米軍嘉手納基地周辺の住民約2万2千人による第3次嘉手納爆音差し止め訴訟の原告の一部144人は30日、米国政府を相手に米軍機の夜間、早朝の飛行差し止めと損害賠償を求める「対米訴訟」を那覇地裁沖縄支部に起こした。対米訴訟は第2次訴訟で飛行差し止めを求めて以来、2度目。損害賠償の請求は初めて。

訴状では、米国に対して嘉手納基地において、午後7時から翌午前7時までの米軍機の飛行差し止めを求めており、住宅地に午後7時から午前7時は40㏈、午前7時から午後7時までは65㏈を超える一切の騒音を到達させてはならないことを求めている。損害賠償額は原告1人当たり150万円、総額2億1600万円。

第2次訴訟では、米国側へ訴状が送達されず、弁論が一度も開かれないまま国際慣習法上の「主権免除（裁判権の免除）の原則」により訴えが却下された。

今回の対米訴訟では2010年に施行された外国政府を相手に民事裁判を提起できる範囲などを定めた法律を根拠としている。

横断幕を掲げ提訴に向かう対米訴訟の原告ら＝30日、沖縄市の那覇地裁沖縄支部前

原告「沖縄取り戻す」

【中部】米軍機の騒音に悩まされ続けてきた嘉手納基地周辺の原告144人が起こした対米訴訟。提訴前の集会には対米訴訟の原告のほか、第3次嘉手納爆音訴訟の原告も集まり、「米国に違法行為を止めさせよう」などと気勢を上げた。

池宮城紀夫弁護団長は、2000年の対米訴訟では訴状が送達されず訴えが却下されたことや、爆音訴訟で「第三者行為論」を理由に差し止め請求が棄却されてきたことに触れ「日本は主権を行使していない」と批判。「基地をなくすためにも、米国を相手にした裁判は極めて意義がある。われわれの沖縄を取り戻すため頑張ろう」と呼び掛けた。

原告144人の7割が、米軍機の騒音による難聴や不眠症などの健康被害を訴えているという。沖縄市の比嘉美代子さん(66)は、30日未明も嘉手納基地からの騒音で目が覚めた。「基地被害を生み出す当事者の米国を許すことはできない。直接訴え、責任を明らかにしたい」と訴えた。

日常的に米軍機の騒音が激しい北谷町砂辺の松田トヨさん(66)は「日本政府が当てにならない状況で、起こるべくして起こった対米提訴だ」と強調。「多くの米国の人たちにこの状況を分かってもらえるよう願いたい」と力を込めた。

米の責任を追及

解説

嘉手納基地周辺住民の対米訴訟は第2次嘉手納爆音訴訟についで2回目となった。今回、外国政府に対して民事裁判を起こせる範囲などを定めた「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」を根拠に提訴。これまで1度も開かれてこなかった法廷に、裁判所が新しい法律によって米軍機を飛行させる米国政府当事者を出廷させるのかが注目される。

今回の対米訴訟では同基地周辺の住民が訴える健康被害が「傷害」に該当することや、日本が米国に提供している土地から騒音が発生していることが同法の適応を受けるとして、損害賠償と飛行差し止めを求めている。

これまでの全国の爆音訴訟では、米軍機の飛行差し止めについて、米軍の運用に日本の法の支配が及ばないとした「第三者行為論」で司法判断を回避。米国政府を相手取った訴訟は「主権免除（裁判権の免除）の原則」という壁に阻まれてきた。第2次訴訟でも裁判所は、対米訴訟について「外国国家の主権的行為については、民事裁判権は免除される」として訴えを却下した。

しかし、米軍の活動全てが「（米国政府の）主権的行為」のため主権免除し法廷で審理すら開かれないことは、日本の主権はもとより、具体的な被害を訴える自国民の尊厳をないがしろにすることにつながりかねない。

今回の訴訟で、原告弁護団は新法を根拠に、当事者である米国政府の責任を追及し、これまでの爆音訴訟に一石を投じる構えだ。

（池田龍矢）

アレルギー性 鼻炎 ちくのう
漢方良薬あり
大天堂薬局
国際通り三越前
☎863-1677